

村では、65歳以上の高齢者に対する新型コロナワクチン集団接種での残ワクチン発生時の取り扱いについて指針を定めましたので公表いたします。

なお、65歳未満の方々への接種時における対象者については、別途定めることとしております。

鶴居村新型コロナワクチン廃棄防止指針

鶴居村は接種会場において予期せぬキャンセル等が発生した場合には、次の対象者により余剰ワクチンを有効に活用する。

記

- 1、医療従事者等のうちワクチン未接種者（村内従事者に限る。1回のみ接種済みの者を含む。）
- 2、村内の医療機関・介護施設等に入院入所されている方で接種を希望される方
- 3、鶴居村に住所を有する保育士、介護従事者等、（村内事業所従事者に限る。）
- 4、接種会場の従事者

※65歳未満の方々への接種時における対象者については、別途定める。